

（CC3-2）スタディ・ツアー・グラント実施要項

平成28年1月22日 制 定
平成28年5月27日 改 正
令和2年5月14日 改 正

（総則）

- 第1条** 本実施要項は、土木学会学術交流基金管理委員会規則第3条第1項に定めるグローバル人材育成・学術交流支援事業のうち、スタディ・ツアー・グラント（以下「STG」という。）の実施に係る基本的な事項を定める。
- 2 STGの実施にあたっては、STGの有効性、実行性、土木学会本部予算との明確なすみ分けに留意するとともに、公益信託土木学会学術交流基金運営委員会からの指摘事項に配慮するものとする。
- 3 STGの形骸化を防ぐため、3年に一度、本実施要項の見直しを行う。

（STGの教育プログラム）

- 第2条** 教育プログラムの期間は1週間程度とし、毎年9月に開催される土木学会の全国大会の開催日を含むものとする。
- 2 教育プログラムは、現場見学、研究施設見学、研究者・技術者との面談、全国大会サマーシンポジウムでの発表および母国の公的な場での成果の発表から構成される。
- 3 前項の母国の公的な場での成果の発表については、被招聘者に土木学会学術交流基金の助成を受けた旨の記載を課すものとする。

（被招聘者の対象国・人数）

- 第3条** 対象国は、土木学会の国際戦略と連動させ、原則としてミャンマー、ベトナム、モンゴル、トルコ、フィリピン、タイ、バングラデシュとし、毎年、これらの国から数名程度を受け入れる。
- 2 対象国は、土木学会学術交流基金管理委員会（以下「委員会」という。）の判断により、追加あるいは削除することができる。

（被招聘者の人選）

- 第4条** 委員会は、土木学会協力協定学協会（以下「協定学協会」という。）に被招聘者の推薦を依頼するものとする。
- 2 被推薦者の数は、一か国あたり3名程度とし、委員会は被推薦者に対して書面等で、将来の日本への留学や日本企業への就職の可能性、帰国後の発表の場などの確認を行い、1名を選定する。
- 3 当面、海外拠点形成・活性化の手段として機能させることを含めて、国際交流グループの当該国のグループリーダー、海外分会等に人選の協力を依頼する。
- 4 被招聘者としては若手技術者または学生を優先する。

（被招聘者への協力）

- 第5条** 委員会は、被招聘者の全国大会サマーシンポジウムでの発表のため、訪日前および日本滞在中にプレゼンテーション資料の指導を行う。

- 2 被招聘者が留学や就職などに関する情報を希望する場合には、委員会は、学会として可能な範囲で情報提供を行う。
- 3 留学希望者については、委員会は、留学希望先の教育機関に申し入れを行い、来日の際に面会の機会を設けるなど、必要な協力を行う。
- 4 担当事務局は、被招聘者の名簿やメーリングリスト、指導にあたった委員名およびそのコメントなどをまとめ、継続的な連絡体制を構築する。

(被招聘者選定等のスケジュール)

- 第6条** 委員会は、毎年1月初旬に、協定学協会へ推薦依頼を行い、3月末に被推薦者リストを受け取る。5月末までに、各国からの被招聘者1名ずつを選定し、選定結果を協定学協会に通知する。6月以降、被招聘者本人と事務調整を開始し、全国大会サマーシンポジウムでの発表のための指導等を行いつつ、7月末までに基本的な調整を完了させる。その後、9月上旬の受入れまで微調整を行う。
- 2 協定学協会のない国からの推薦については、国際交流グループ会議（2月末から3月上旬に開催予定）において推薦依頼を行う。以降のスケジュールは前項と同様とする。

(その他)

- 第7条** 委員会は、全体の作業スケジュールの管理のため、9月の全国大会終了後、可及的速やかに委員会を開催し、当年度の実施状況を確認するとともに、翌年度の準備を開始する。

附則

STGは、土木学会学術交流基金をより良く活用するため、日本との学術・技術の交歓、交流を旨とする学術研修旅行助成として1992（平成4）年度に創設された。創設当初は、日本の土木工学を国外の技術者に広く知らしめることが意図されており、被招聘者には自身の研修成果を土木学会および母国の学会誌等へ掲載することが期待されていた。STGの開始から20有余年間の経験を踏まえ、日本の土木情報の伝播のみならず、日本と被招聘者の母国とのリエゾン役を担う技術者の育成に主眼を置くこととする。